

れいわ ねんと
令和7年度
さいよう
採用

かいけいねんとにんようしょくいん ぎょうむきょうりょくいん ぼしゅう
会計年度任用職員（業務協力員）の募集
しょうがい かたたいしょう
～障害のある方対象～

れいわ ねん がつ にち
令和6年12月 日
ね り ま く
練馬区

ねりまく しょうがいしゃ しんたいしょうがい せいしんしょうがい ちてきしょうがい ぎょうむきょうりょくいん かいけいねんとにんようしょくいん
練馬区では、障害者（身体障害・精神障害・知的障害）を業務協力員（会計年度任用職員）
として任用し、はたら きながら ちしき けいけん つ いっぱんきぎょうなど しゅうろう とりくみ じっし
働 きながら知識や経験を積むことで、一般企業等への就 労につなげる取組を実施
しています。これは、こうせいろうどうしょう ていしょう
厚生労働省が提唱する「チャレンジ雇用」（※）の趣旨に基づくものです。

※「チャレンジ雇用」とは？

くに じちたい
国・自治体において1～3年就 業し、その業務経験をもとにハローワーク等を通じて一般
きぎょうなど しゅうしょくじつげん め ざ かつどう
企業等への就 職 実現を目指す活動。

- 1 おうぼしかく しょうがいしゃてちょう も かた
応募資格 障害者手帳をお持ちの方
- 2 じごと ないよう ねりまちょうしゃ しゃくじいちょうしゃ じ む ぼしよぎょうむ
仕事の内容 練馬庁舎・石神井庁舎などにおける事務の補助業務です。
- 3 こようきかん れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
雇用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
（きんむ じょうきょう さいにん
勤務の状況により再任することがあります。ただし、再任は2回
をげんと
を限度とします。）
- 4 きんむじかんとく にち じかん ぶん つき にち きんむ
勤務時間等 1日7時間30分（月16日）勤務
とちゅう じかん きゅうけいじかん じかんのいろうどう
途中1時間の休憩時間があります。時間外労働はありません。
※ きんむじかん ごぜん じ ぶん ここ じ
勤務時間は、午前8時30分から午後5時まで
- 5 きんむ よう ひ げんそく とうよう にちよう こくみん しゅくじつ ねんまつねんし た していひ
勤務を要しない日 原則として、土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- 6 ほう しゅう じきゅう えん ちいきてあてそうとうがく ぶん
報酬 時給 1,165円（地域手当相当額を含む）

※ つうきん ともな こうつうひそうとうがく しきゅう
通勤に伴う交通費相当額を支給します。

（1か月の上限額55,000円）

※ ほうしゅう しきゅうび よくげつ にち
報酬の支給日は、翌月15日です。

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、
その額によります。

※ この他に期末手当の支給があります。

7 社会保険 社会保険（東京都職員共済組合（医療保険）・厚生年金保険・
雇用保険）へ加入します。

8 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。

9 募集予定人数 5名程度

10 受験手続 下記の受付期間中に、受付場所へ書類を持参または郵送してください。

〈受付期間〉

| 採用日 | 申込開始日 | 申込締切日 |
|----------|--------------|----------------------|
| 令和7年4月1日 | 令和6年12月2日（月） | 令和6年12月16日（月） ※必着 |

〈提出書類〉

1 所定の受験申込書

※必要事項を記載し、写真を貼ったもの

2 返信用封筒（長形3号120 mm×235 mm）

※あて先を記入し、110円切手を貼ったもの

〈受付時間と受付場所〉

受付時間 平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分 から 午後5時15分

受付場所 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所本庁舎6階 人事戦略担当部職員課人事係

11 採用選考

「実技」および「面接」による選考を行います。

※ 採用選考の詳細は、後日郵送にてご案内します。

12 その他

(1) ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考および選考後手続きにのみ使用します。また、提出された申込書等は返却しませんのであらかじめご了承ください。

(2) 練馬区役所は敷地内禁煙です。(特定屋外喫煙場所あり)

13 問い合わせ先

練馬区人事戦略担当部職員課人事係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-5782 (直通)



ちほうこうむいんほうだい しょうかくごう がいとう かた じゅけん
地方公務員法第16条 各号のいずれかに該当する方は受験できません。

ちほうこうむいんほう ばっすい)
【地方公務員法（抜粋）】

けっかくじょうごう
(欠格条項)

だいじゅうろくじょう つぎ かくごう がいとう もの じょうれい きだ ばあい のぞ しょくいん
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員
となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

いち きんこいじょう けい しょ しっこう お また しっこう う
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな
るまでの者

に どうがいちほうこうきょうだんたい ちょうかいめんしょく しょぶん う どうがいしょぶん ひ にねん けいか
二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過
しない者

さん じんじいいんかいまた こうへいいんかい いいん しょく だいろくじゅうじょう だいろくじゅうさんじょう
三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条まで
に規定する罪を犯し刑に処せられた者

よん にほんこくけんほうしこう ひ いご にほんこくけんほうまた もと せいりつ せいふ ほうりよく
四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で
破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ へいせい ねんかいせいまえ みんぽう きてい じゅんきんちさん せんこく う かた しんしんこうじゃく
原因とするもの以外) は受験できません。

※ にほんこくせき ゆう かた しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほうべつびょうだい えいじゅうしゃ にほんじん
配偶者等、永住者の配偶者等、定住者) に掲げる在留資格を有する者ならびに平和
じょうやくこくせきりだつしゃなどにゆうかんとくれいほう さだ とくべつえいじゅうしゃ じゅけん
条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者」も受験できます。